

第二十六條 党費は党員一名に付年額金壹円二十銭とす
第二十七條 各支部は本部費外に一ヶ月十銭以下の
範圍で支部費を徴収する事を得

第二十八條 党員納入の党費は一切これを返戻せず

第二十九條 党經費の予算は執行委員會に於て原案を
作成し大会の協賛を経るを要す

第三十條 党經費の決算は大会の承認を経るを要す

第三十一條 党會計年度は毎年十月一日より翌年九月
三十日迄とす

第八章 罰則

第三十二條 黨員にして左の一に該當するものは執行
委員會又は大会に於て除名することを得

- 一 党の主義綱領に違背したる者
- 二 党の面目を毀損したる者

第三十三條 三 党の統制を亂したる者
前條の規定は支部にも準用す

第九章 附則

第三十四條 党の綱領及規約は党大会出席代議員三分
の二以上の賛成を得るに非ざれば変更加

除することを得ず

以上